

令和6年度ふるさと北九州市応援寄附金運営事業
企画コンペティション募集要綱

1 企画コンペティションの概要

(1) 名称

令和6年度ふるさと北九州市応援寄附金運営事業

(2) 契約期間

令和6年8月1日～令和7年3月31日

(3) 目的

北九州市（以下「本市」という。）で行う寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発送等を民間事業者（本市に限らず他の類似業務を履行中の者に、当該業務を連携又は一体的に履行させることができる事業者）に委託することにより事務の効率化や寄附手続きの利便性を高め、ふるさと納税制度を通じて、本市の魅力を広く発信し本市の取組みに共感し応援していただける寄附者を増やすとともに、本市特産品の販路拡大、観光客の誘致、移住定住の促進など地域の経済活性化に寄与することを目的とする。

(4) 参加条件等

ア 実績

本市に限らず他の類似業務を履行中の者で、当該業務を連携又は一体的に履行できる事業者を契約相手方候補者として選定するため、現に仕様書と類似している契約実績があること。

イ 資格

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第6条の「有資格業者名簿」に登載されていること。または、現に入札参加資格審査申請済みであり、令和6年8月1日に「有資格業者名簿」に登載されること。

参考：令和4・5年度北九州市物品等供給契約入札参加資格審査申請の随時受付

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/touroku/shinsei_buppin/shinsei_buppin.html#zuijiuketuke

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 指名停止

本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 費用条件

採用・不採用にかかわらず、本コンペティションに関する全ての費用は、各事業者の負担とする。

オ 必要書類の提出

指定した必要書類を期限内に提出すること。なお、提出後は、修正・差し替え・再提出を不可とする。また、提出物は返却しない。

カ 審査の実施

期限内に全ての必要書類の提出があった事業者について、書面及びプレゼンテーションにより審査を行い、評価点が高い事業者を契約相手方候補者として選定する。

キ 契約・公表

契約相手方候補者決定後、契約内容等を協議し、合意を経た場合契約を締結する。その後、必要に応じて委託事業者名や契約金額などを公表することがある。

2 配布資料について

- ① 業務委託仕様書
- ② 企画コンペティション審査要領
- ③ 別紙評価項目一覧（提案要求事項）
- ④ 質問書（様式1）
- ⑤ 参加意向申出書（様式2）
- ⑥ 企画提案書（様式3）
- ⑦ 仕様対応確認表（様式4）
- ⑧ 指定条件見積書（様式5）
- ⑨ 参考資料（本市の現在の状況）

3 企画提案実施の流れ

（1）企画提案公募開始

ア 日時 令和6年3月26日（火）
イ 公表 北九州市ホームページ

（2）企画提案に関する質問受付

ア 日時 令和6年3月29日（金）17：00まで

イ 提出先 北九州市企画調整局企画課

ウ 提出物 質問書（様式1）

エ 提出方法 電子メール kikaku-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

※受領確認のため送付後に担当部署へ電話連絡をお願いします。

（電話：093-582-2174）

また、メール件名に「令和6年度ふるさと北九州市応援寄附金運営事業の質問」としてください。

オ 回答方法 北九州市ホームページの本実施要領掲載ページ内でご確認ください。

カ 回答日 令和6年4月3日（水）までに回答

（3）参加意向申出書の提出

ア 提出期限 令和6年4月5日（金）12：00まで

イ 提出先 北九州市政策局総務課（旧・企画調整局企画課）

- ウ 提出物 参加意向申出書（様式2）
- エ 提出方法 電子メール seisaku-soumu@city.kitakyushu.lg.jp
※R6.4.1 から上記メールアドレスへ変更
※受領確認のため送付後に担当部署へ電話連絡をお願いします。
（電話：093-582-2174）
また、メール件名に「令和6年度ふるさと北九州市応援寄附金運営事業の参加申出書」としてください。

（4）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年4月9日（火）17：00必着
- イ 提出先 北九州市政策局総務課（本庁舎3階）※旧・企画調整局企画課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2174
FAX 093-582-2176
- ウ 提出方法 持参または郵送（期限内必着）
※郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「企画提案書在中」と記載してください。
- エ 提出物 ・企画提案書（様式3）
（表紙及び法人概要書は様式3を使うこと。その他提案内容等は、A4横、片面印刷、左綴じ、20枚以内とする。）
・仕様対応確認表（様式4）
・指定条件見積書（様式5）
※企画提案書には別紙「評価項目一覧」に掲載している内容を漏れなく記載すること
- オ 提出部数 正本1部
（商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す）
副本6部（写し）

（5）選定委員会の実施

- ア 選定委員会（プレゼンテーション）日程
令和6年4月15日（月）午後
※選定委員会は対面形式で実施します。
※なお、選定委員の都合により対面形式での審査が困難な場合は、当該選定委員のみ、WEB会議システムを使用したリモートによる参加となる場合があります。
※各社のプレゼンテーション持ち時間及び開始時間については、参加意向申出書を提出した事業者に対して令和6年4月8日（月）までにご連絡します。
※プレゼンテーションの実施にあたっては、感染症対策等の観点から、必要最低限の人数で行ってください。

イ 審査方法

提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションにより、最も優れた提案内容の事業者を選定します。

ウ 審査基準

別紙「企画コンペティション審査要領」のとおり

エ 審査結果の通知

審査結果については、令和6年4月19日（金）までに採用・不採用の通知を致します。なお、審査の経過や、審査に関する問い合わせには応じません。

4 契約等

- (1) 審査の結果、選定した事業者を業務委託候補者として、委託契約締結に向け、市と事業内容詳細について協議を行います。その際、企画提案の一部を変更する場合があります。協議が整った場合は、業務委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、契約額（契約予定金額）の100分の5以上の額とします。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除します。
- (3) 契約の辞退等の理由により、第1順位の業務委託候補者と契約ができない場合は第2順位の事業者を業務委託候補者として、手続きを進め契約を締結することがあります。第2順位の事業者と契約できない場合についても、以下同様とします。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理します。

5 その他

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由により、業務を実施することが困難な場合等、業務を委託できない場合があります。その場合、市は、委託をしないことによる補償は行いません。
- (2) 本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、北九州市契約規則等の関係規程の定めに従うこととします。

事務局（問い合わせ先及び必要書類の提出先）

北九州市企画調整局企画政策部企画課 ふるさと納税担当（担当：野田、中島、竹本）
〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号（市役所本庁舎3階）
TEL：093-582-2174 FAX：093-582-2176
メール：kikaku-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp